

「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法をいいます。以下この記載要領について同じです。)第4条の2の承認を受け連結法人となったとき(法人税法第4条の3第3項、第4項、第8項、第10項又は第11項により承認があったものとみなされた場合を含みます。)又は法人税法第4条の5の規定により連結法人でなくなったときに提出してください。

※ 令和4年4月1日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を除きます。)に係る届出の場合は、法人税に係るグループ通算制度の承認の届出として取り扱われます。

- 本都に事務所等を有する以下の法人は、この届出書によらず、異動届出書を提出してください。
- ・解散により連結法人でなくなった連結親法人
 - ・公益法人等に移行したことにより連結法人でなくなった連結親法人
 - ・解散(合併又は破産手続開始の決定による解散に限ります。)又は残余財産の確定により連結法人でなくなった連結子法人
 - ・連結親法人が「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」を税務署長に提出した場合の当該連結親法人及び連結子法人

1 提出期限

連結法人となった日又は連結法人でなくなった日から15日以内に納税地の所管都税事務所(島しょにおいては支庁)に提出してください。

2 添付書類

この届出書には、次に掲げる書類の写しを添付してください。

連結法人となつた場合	<p>(1) 連結グループとして新たに連結納税を開始したとき</p> <p>ア 連結親法人の場合 → 「連結納税の承認の申請書(初葉)」</p> <p>連結子法人の場合 → 「連結納税の承認の申請書(初葉)」及び 「連結納税の承認の申請書(次葉)」 (当該連結子法人分のみ)</p> <p>イ グループ一覧</p> <p>(2) 連結グループに後から加入したとき</p> <p>ア 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉)」</p> <p>イ 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)」 ※時価評価法人等である場合に限ります。</p> <p>ウ グループ一覧</p>
連結法人でなくなつた場合	<p>(1) 連結納税の承認の取消しの処分を受けたとき</p> <p>・国税庁長官の処分の通知</p> <p>(2) 連結納税の適用の取りやめの承認を受けたとき</p> <p>・国税庁長官の取りやめの承認の通知</p> <p>(3) 上記以外のとき</p> <p>・「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」又は税務署に提出した 当該異動事項に関する届出書</p>

※連結子法人の場合には、この届出書に添付する書類について連結親法人から写しの交付を受け、提出してください。
(裏面に続く)

3 各欄の記載方法

(1) 「法人番号」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により指定された「法人番号（13桁）」を記載してください。				
(2) 「本店又は主たる事務所の所在地」	・登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。				
(3) 「都内における主たる事務所等の所在地」	・上記(2)の所在地が他の道府県である場合にのみ記載してください。				
(4) 「連結法人の種類」及び「区分」	・該当する□にレ印を付してください。				
(5) 「上記区分に該当することとなった事由」	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する□にレ印を付してください。 ・「連結納税の承認申請の承認があった。」には承認があったものとみなされた場合を含みます。 ・「連結完全支配関係等を有しなくなった。」とは、法人税法第4条の5第2項各号に掲げる事が生じた場合をいい、（　）内には、連結完全支配関係等を有しなくなった具体的な原因を記載してください。 				
(6) 「事由が生じた日」	<ul style="list-style-type: none"> ・上記(5)において該当する事由が生じた日（承認又は承認を取り消されたものとみなされた日を含みます。）を記載してください。 また、承認申請書又は事由が生じた旨の書類等を税務署に提出した場合には、その提出日を（　）内に記載してください。 				
(7) 「最初連結親法人事業年度」	・連結親法人が、連結納税の承認を受けて最初の連結確定申告をする又はした連結事業年度を記載してください。				
(8) 「法人の区分」	・法人税法の規定による時価評価法人又は関連法人に該当する場合に、該当する□にレ印を付してください。				
(9) 「連結子法人適用開始事業年度」	・連結子法人がこの届出をする場合に、法人税における連結納税を行う又は行った最初の連結事業年度を記載してください。				
(10) 「この届出の事由により事業年度を変更することとなる場合」	<ul style="list-style-type: none"> ・連結納税の承認又は取消し等の事由が生じたため、地方税法（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法をいいます。）第72条の13第9項から第23項までのいずれかの規定により、みなし事業年度が発生することとなる法人は、変更前と変更後の事業年度を記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">変更前</td> <td>・承認又は取消し等の事由が生じなければ申告するはずであった事業年度又は連結事業年度で、「変更後」に対応するもの</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">変更後</td> <td> <p>承認等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結納税開始前の、単体申告をする最後の事業年度（時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度） <p>取消し等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消し等により単体申告をする事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する最初の事業年度 </td> </tr> </table>	変更前	・承認又は取消し等の事由が生じなければ申告するはずであった事業年度又は連結事業年度で、「変更後」に対応するもの	変更後	<p>承認等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結納税開始前の、単体申告をする最後の事業年度（時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度） <p>取消し等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消し等により単体申告をする事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する最初の事業年度
変更前	・承認又は取消し等の事由が生じなければ申告するはずであった事業年度又は連結事業年度で、「変更後」に対応するもの				
変更後	<p>承認等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結納税開始前の、単体申告をする最後の事業年度（時価評価法人等の場合は、その事業年度の直前の事業年度） <p>取消し等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消し等により単体申告をする事業年度のうち、定款等に定めのある計算期間の末日で終了する最初の事業年度 				
(11) 「加入時期の特例」	・法人税法第15条の2第2項の規定による加入時期の特例の適用の有無について、該当する□にレ印を付してください。				
(12) 「連結法人となる前の申告期限の延長の処分（承認）の有無」	・連結法人でなくなった場合に、事業税・住民税それぞれについて連結法人となる前の申告期限の延長の処分等の有無について該当するものを○で囲み、有の場合にはその延長の処分等の適用されることとなった最初の事業年度及びその延長月数を記載してください。				
(13) 「連結親法人」	・連結子法人がこの届出をする場合に連結親法人の法人名等を記載してください。記載にあたっては、上記(2)、(3)の記載方法を参照してください。				
(14) 「税理士署名」	・税理士及び税理士法人がこの届出書を作成した場合に、その税理士等が署名してください。				
(15) ※印欄	・※印欄は、都税事務所の処理欄ですので記載しないでください。				